

総合評価落札方式における賃上げを 実施する企業に対する加点措置の運用

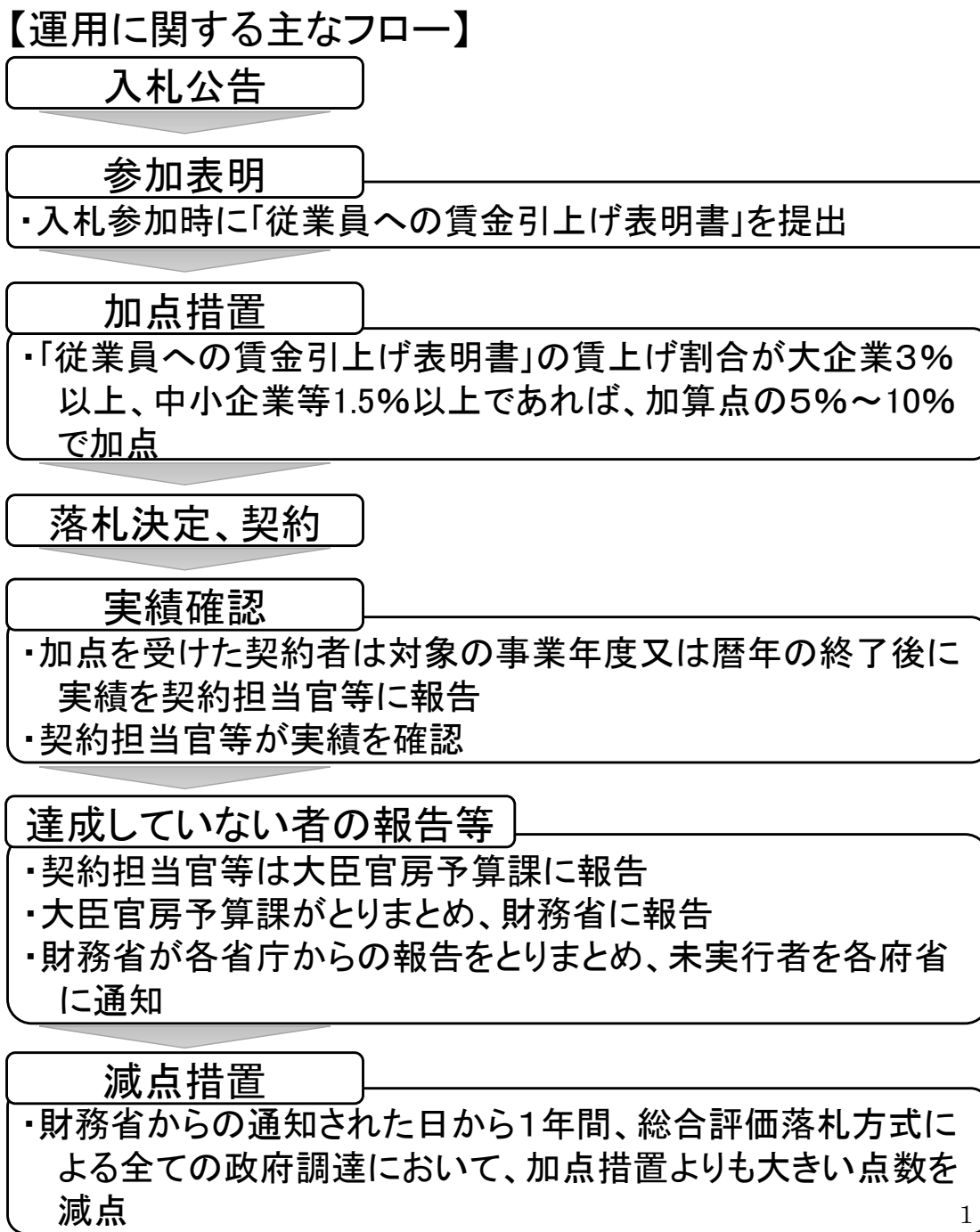
令和4年2月

農村振興局整備部設計課
施工企画調整室

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用【概要】

(令和3年12月24日付け3予第1799号大臣官房参事官(経理)通知)

- 1 適用対象
令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達
- 2 評価項目
入札者の事業年度又は暦年において対前年度比(対前年比)で基準以上増加させると従業員に賃上げを表明した入札参加者を加点
(賃上げ基準)大企業3%以上、中小企業等1.5%以上
- 3 評価方法
入札参加時に「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の提出を求めて評価
- 4 賃上げ実績の確認
加点を受けた契約相手に対して、事業年度等が終了した後に決算書等の提出を求めて確認
- 5 達成していない者に対する措置
 - ①達成していない者を財務省に報告
 - ②各府省からの報告を財務省がとりまとめて未実行者を各府省に通知。
 - ③各府省は通知にある未実行者が入札に参加する場合、加点措置よりも大きい点数を減点
- 6 加点配分
得点配分の5%~10%



賃上げ実績の確認の運用

○ 確認書類の提出方法

賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出

※ 賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申請書類をもって賃上げ実績を証明することも可能

○ 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

1 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能

2 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ基本給や所定内賃金等により評価することも可能

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で評価
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わるものを除いて評価
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮し育児休暇や介護休暇の取得者等給与水準が変わる従業員を除いて評価
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて評価
- ・災害対策は、自ら制御できない年変動があるため、超過勤務や一時雇用を除いて評価
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて評価

3 通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能

- ・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価
- ・外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費を除いて評価
- ・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は除いて評価
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は除いて評価
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施した時から1年間の賃上げ実績を評価

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の方法

【工事における加点措置】

$$\text{評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + (\text{加算点} + \text{賃上げ加算点※}) + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

※加算点の5%～10%の整数を賃上げ加算点として加点

【業務における加点措置】

$$\text{評価点} = \text{価格点} + \text{技術点} = \text{価格点} + (\text{技術点} + \text{賃上げ加算点※})$$

※技術点の5%～10%の整数を賃上げ加算点として加点

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点イメージ(工事)

【工事における加点措置】

■加算点の配点例 (工事の総合評価落札方式(簡易II型)のケース)

(評価基準は最高点の評価基準のみを記載)

評価項目		評価基準	配点	
企業評価	優良工事表彰実績 (地方農政局長、過去3年間)	表彰あり	2点	17点
	表彰実績 (農業農村工学会、過去3年間)	表彰あり	1点	
	工事成績評定 (過去3年平均)	80点以上	2点	
	地域精通度	工事実施地域内に本社等を有する 又は、都府県発注工事に係る優良工事表彰実績有り (過去3年間)	1点	
	農業農村整備関連の継続活動実績	直轄で表彰実績あり	2点	
	地域農産物消費拡大等の活動実績	直轄で表彰実績あり	2点	
	管内における災害協定	協定締結あり	1点	
	災害活動実績	協定に基づく実績あり	1点	
	当該地域内での施工実績 (過去3年間)	農業農村整備関連部門で施工実績あり	2点	
	当該年度の契約件数	0件	3点	
技術者評価	配置予定技術者の経験年数	5年以上	1点	13点
	配置予定技術者の保有資格	技術士 (農業土木部門等)、農業土木技術管理士等	1点	
	管内における工事施工経験 (過去3年間)	施工実績あり	2点	
	優良工事表彰実績 (地方農政局長、過去3年間)	表彰あり	2点	
	表彰実績 (農業農村工学会、過去3年間)	表彰あり	1点	
	当該地域内での施工実績 (過去3年間)	農業農村整備関連部門で	2点	
	継続教育への取組状況	農業農村整備に関する継続教育で15ポイント以上取得	2点	
	工事成績評定 (過去3年平均)	80点以上	2点	

賃上げを実施する企業に対する加点 **2点**

加算点の合計が5~10%の範囲で加点配点を設定 例:加算点30(17+13)点の場合 2点(2点/32点=約6.3%) 5

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点イメージ(業務)

【業務における加点措置】

■技術点の配点例（一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）））の例

評価項目			配点
企業・予定管理技術者の技術力	企業評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件 ・ 専門技術力 ・ 業務実施体制 ・ ワークライフバランス等の推進 	3.5点
	予定管理技術者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有資格 ・ 業務執行能力 ・ 専任性 	20点
業務への取組方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針 ・ 特定テーマ 	40点
賃上げを実施する企業に対する加点			4点

加算点の合計が5～10%の範囲で加点配点を設定 例:技術点63.5点の場合 4点(4点/(63.5+4)点=約5.9%)

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。)又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3 公益法人等(一般社団法人等を除く。)又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の十九の税率を乗じて計算した金額とする。